

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	過料処分	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市都市公園条例第 15 条	
法令(例規)番号	昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号	
関 係 条 項	同条例第 2 条第 1 項・第 3 項、第 4 条、第 9 条	
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係	
処 分 基 準	基 準	<p>(罰則)</p> <p>第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反した者 [第 2 条第 1 項] [第 3 項]</p> <p>(2) 第 4 条の規定に違反した者 [第 4 条]</p> <p>(3) 第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した者 [第 9 条第 1 項] [第 2 項]</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続～聴聞	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	過料処分	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市都市公園条例第 16 条	
法令(例規)番号	昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係	
処 分 基 準	基 準	<p>第 16 条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額(当該 5 倍に相当する額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの                      イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                      ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手續～聴聞	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	過料処分	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市都市公園条例第 17 条	
法令(例規)番号	昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号	
関 係 条 項	同条例第 15 条、第 16 条	
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係	
処 分 基 準	基 準	<p>第 17 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科することができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの                      イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                      ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続～聴聞	

# 不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項	美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行条例第 26 条
法令(例規)番号	(平成 2 年 3 月 29 日条例第 14 号)
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
処 分 基 準	<p>(延滞金)</p> <p>第 26 条 徴収清算金を納付期限後に納付する場合は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金額が 100 円以上(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときには、当該納付金額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を延滞金として納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特別な事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</p>
処 分 基 準 の 未 設 定 理 由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続一省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	分納徴収清算金の期限前徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行条例第 24 条第 8 項	
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 2 年 3 月 29 日条例第 14 号	
関 係 条 項	同条例第 76 条第 8 項	
所 管 課 係 名	都市計画課区画整理係	
処 分 基 準	基 準	
処 分 基 準	処 分 基 準 の 未 設 定 理 由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	土地区画整理法逐条解釈 意見陳述の手続一省略	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	督促
根拠法令(例規)及び条項	美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行条例第 25 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 2 年 3 月 29 日条例第 14 号
関 係 条 項	都市公園法第 11 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続—省略

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	道路占用料に係る延滞金の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市道路占用条例第 3 条の 2	
法令(例規)番号	昭和 28 年 10 月 8 日条例第 30 号	
関 係 条 項	美唄市督促手数料及び延滞金徴収条例第 3 条	
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係	
処 分 基 準	基 準	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第 3 条の 2 占用料に係る延滞金については、美唄市延滞金徴収条例(昭和 49 年条例第 22 号)第 3 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条中「年 14.6 パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)」とあるのは、「年 14.5 パーセント」と読み替えるものとする。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	行商等の許可の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市都市公園条例第 9 条	
法令(例規)番号	昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号	
関 係 条 項	都市公園法第 11 条	
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係	
処 分 基 準	基 準	<p>(処分)</p> <p>第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	<p>意見陳述の手続</p> <p>聴聞又は弁明の機会の付与又は省略</p>	